

防整技第11316号

令和3年6月28日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長 殿
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公印省略)

建設現場に設置する「快適トイレ」の実施について (通知)

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第9号に規定する直轄工事等をいう。）のうち、建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事において快適トイレを実施することとし、別紙のとおり実施要領を定め、令和3年7月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので通知する。

なお、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行について（防整技第2768号。令和元年6月20日）は、令和3年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局施設管理課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、防衛装備庁長官官房会計官、各地方防衛局総務部長

建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を本要領により実施するもの。

2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

3 快適トイレの仕様

本要領でいう「快適トイレ」は以下に示す仕様のうち「（１）快適トイレに求める機能」「（２）付属品として備えるもの」及び「（３）推奨する仕様、付属品」に示す項目を全て満たすものとする。

ただし、やむを得ず「（３）推奨する仕様、付属品」に示す項目について満たすことが出来ない場合は、受注者と協議するものとする。

現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

また、対象工事には、指定仮設として男女別１基ずつ設置するものとし、２つ以上の駐屯地・基地などの複数の工事現場を含む場合は、各々の工事現場に設置する。

なお、受注者より、男女別１基ずつを超える数の快適トイレを設置したい旨の協議があった場合は、工事の人員等を踏まえ決定するものとする。

（１）快適トイレに求める機能

- ① 洋式便器
- ② 水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えない

ような配置等)

- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに設置）
 - ⑩ 鏡と手洗い器
 - ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様、付属品
- ⑫ 便房内寸法 900 mm以上×900 mm以上
 - ⑬ 擬音装置又は擬音機能
 - ⑭ 着替え台
 - ⑮ 臭気対策機能の多重化（簡易水洗の場合のみ）
 - ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
 - ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 実施方法

- (1) 発注者は、現場説明書及び特記仕様書に明示すること。特記仕様書記載例は、付紙による。
- (2) 受注者は、契約後速やかに様式1「快適トイレチェックシート」に必要な事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督官に提出するものとする。
- (3) ハウス型等、男女型トイレが一体型となっている快適トイレを設置する場合、入口が男女別となっているものに限り、快適トイレ2基設置と同等とする。
- (4) 監督官は、提出された資料をもとに、様式1「快適トイレチェックシート」にてチェックを行う。
「推奨する仕様、付属品」を1項目でも設置しない場合は、減額の設計変更を行う。
- (5) 受注者は、快適トイレを工事現場に設置した後、速やかに監督官に報告する。監督官は、報告を受け、設置された快適トイレを工事現場にて様式1「快適トイレチェックシート」により設置状況のチェックを行う。
- (6) 監督官は、様式1「快適トイレチェックシート」により快適トイレの設置が認められなかった場合は、減額の設計変更を行う。
- (7) 受注者が、手配が困難等の理由により快適トイレの設置が不可能な場合は、その旨を記載した打合せ簿を取り交わし、減額の設計変更を行う。
- (8) 設置期間中に、快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合、または設置しない旨の協議後に通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合は、受注者と協議するものとする。
- (9) 受注者は、工事完成検査時に、様式2「仮設トイレ設置実績報告

書」の電子データを監督官に提出するものとする。

5 積算

発注者は、快適トイレの費用を以下のとおり算出し、指定仮設として当初積算額に見込むものとする。

(1) 「推奨する仕様、付属品(⑫～⑰)」の項目を含む条件にて快適トイレ本体の見積をリース会社等より徴収して算出する。

快適トイレ本体(①～⑰)の金額は61,000円/基・月を上限額とし、従来型トイレ(共通仮設費の率分に含まれるもの(10,000円/基・月))との差額について、51,000円/基・月を上限に共通仮設費(項目は仮設建物費)に積み上げ計上する。(男・女トイレ各1基の設置で、差額上限は102,000円/2基・月)

なお、ハウス型等の男女別トイレが一体となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/1基・月上限としても良い。

(2) 運搬、設置、維持及び撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

(3) 設置される快適トイレに「推奨する仕様、付属品(⑫～⑰)」の項目が1項目でも付加されない場合は、(1)において見積り徴収した社から快適トイレ本体(①～⑪)の項目で見積書を徴収し、その差額を減額処理する。

(4) 快適トイレの設置が認められなかった場合は、(1)で計上した積み上げ額を減額処理する。

6 データの提出

監督官は、工事完了後速やかに、様式2の電子データを整備計画局施設技術管理官付に提出するものとする。

○費用計上の例

(快適トイレ(①～⑰)を全て備えたもの)

- | | |
|--------|---------------------------|
| ① 見積価格 | 70,000円/基・月 |
| →差額 | 60,000円/基・月(>51,000円/基・月) |
| →積算計上額 | 51,000円/基・月(仮設建物費) |
| ② 見積価格 | 40,000円/基・月 |
| →差額 | 30,000円/基・月(<51,000円/基・月) |
| →積算計上額 | 30,000円/基・月(仮設建物費) |

快適トイレチェックシート

受注者記入

発注者記入

工事名:			
受注者:			
工期:	自:	~ 至:	
快適トイレ設置予定期間:	自:	~ 至:	期間: ヶ月
レンタル会社名:			
メーカー名:			
製品名(型式):			
見積金額(①~⑰): (税抜き)	1ヶ月料金(円)		設置期間(月)
	1基目	×	=
	2基目	×	=

推奨する仕様、付属品 ⑫~⑰に対する 見積金額: (税抜き)	1ヶ月料金(円)		設置期間(月)
	1基目	×	=
	2基目	×	=

快適トイレ仕様確認	確認内容	1基目(男子用)				2基目(女子用)			
		施工前		設置後の状況		施工前		設置後の状況	
		受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者	受注者	発注者
(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】									
① 洋式便器	<input type="checkbox"/>								
② 水洗又は簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)	<input type="checkbox"/>								
③ 臭い逆流防止機能	<input type="checkbox"/>								
④ 容易に開かない施錠機能	<input type="checkbox"/>								
⑤ 照明設備	<input type="checkbox"/>								
⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)	<input type="checkbox"/>								
(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】									
⑦ 男女別の明確な表示	<input type="checkbox"/>								
⑧ 入口の目隠しの設置 <small>(男女別トイレ間も含め入口が直接見えなような配置等)</small>	<input type="checkbox"/>								
⑨ サニタリーボックス <small>※女性用トイレに設置</small>	<input type="checkbox"/>								
⑩ 鏡と手洗い器	<input type="checkbox"/>								
⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品	<input type="checkbox"/>								
(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもの任意】									
⑫ 便房内寸法900mm 以上×900mm 以上	<input type="checkbox"/>								
⑬ 擬音装置又は擬音機能	<input type="checkbox"/>								
⑭ 着替え台	<input type="checkbox"/>								
⑮ 消臭対策機能の多重化	<input type="checkbox"/>								
⑯ 室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>								
⑰ 小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)	<input type="checkbox"/>								

注) 別添資料として、上記内容を満たすことを示す書類(パンフレット、見積書等)を添付すること

快適トイレ設置実績報告書

<受注者が入力>

令和 年 月 日

1 工事名			
2 受注者			
3 工期		~	
4 契約額(最終)			円(税込み)

5 快適トイレ

レンタル会社名			
メーカー名			
製品名(型式)			
設置期間		~	
		設置期間	ヶ月
見積金額 (税抜き) (①~⑰)	設置数(基)	1ヶ月料金(円)	設置期間(月)
	1基目	×	=
	2基目	×	=

推奨する仕様、付属品のうち設置したもの	1基目	2基目	
⑫ 便房内寸法900mm 以上×900mm 以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑬ 擬音装置又は擬音機能	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑭ 着替え台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑮ 消臭対策機能の多重化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑯ 室内温度の調整が可能な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑰ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上記⑫~⑰に係る見積金額(税抜き)			
	設置数(基)	1ヶ月料金(円)	設置期間(月)
	1基目	×	=
	2基目	×	=

備考	その他必要事項を記入(その他付加仕様等含む) <div style="background-color: #ffff00; height: 100px; width: 100%;"></div>
----	--

※ 受注者は、入力後に監督官へ電子データ(Excel)と見積書(写し)及び設置写真を提出すること。

快適トイレの設置に関する特記仕様書（記載例）

（適用）

- 1 この仕様書は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する場合に適用する。

なお、現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

快適トイレを、指定仮設として男女別1基ずつ、〇〇カ月間、設置するものとする。

※ 2つ以上の駐屯地・基地などの複数の工事現場がある場合

快適トイレを、指定仮設として男女別1基ずつ、次のとおり設置するものとする。

【〇〇駐屯地】 〇〇カ月間

【〇〇基地】 〇〇カ月間

（快適トイレの仕様）

- 2 工事現場に設置する快適トイレについては（1）に示す機能を満たし、（2）に示す付属品及び（3）に示す仕様等を備えるものでなければならない。

（1）快適トイレに求める機能

- ① 洋式便器
- ② 水洗又は簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5 kg以上とする）

（2）付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに設置）
- ⑩ 鏡と手洗い器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（3）推奨する仕様及び付属品

- ⑫ 便房内寸法 900 mm以上× 900 mm以上
- ⑬ 擬音装置又は擬音機能
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化（簡易水洗の場合のみ）
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（快適トイレの設置）

- 3 受注者は、契約後速やかに、工事現場へ設置する快適トイレが前項（1）に示す機能を満たし、前項（2）に示す付属品及び前項（3）に示す仕様、付属品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

（配慮事項）

- 4 快適トイレを設置する際は、可能な限り以下の（1）～（6）に配慮するものとする。

（1）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞くこととする。

（2）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（3）道線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等、動線に配慮する。

（4）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（5）照明

窓の大きさに応じて、中に入る人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（6）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

（実績の確認）

- 5 受注者は、設置直後及び施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督官に提出しなければならない。

(設置に要する費用)

- 6 快適トイレ(2項(1)、(2)及び(3)を全て備えたもの)に要する費用を、共通仮設費(仮設建物費)に積み上げ計上している。
- 7 快適トイレの費用は、原則として工事現場ごとに男女別で各1基ずつとするが、工事の人員等を踏まえ協議できるものとする。
- 8 男女別の入口が確保できれば、ハウス型などの男女別一体型トイレを使用しても良い。
- 9 運搬、設置、維持及び撤去費用は共通仮設費の率分に含まれているものとする。
- 10 2項(3)に示す仕様、付属品を1項目でも付加しない場合は、減額の設計変更を行うものとする。
- 11 快適トイレが設置されなかった場合は、減額の設計変更を行うものとする。